令和４年度転換募集分

「特定施設入居者生活介護」実施事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

１　はじめに

○　本市における特定施設入居者生活介護（以下「特定施設」といいます。）を始めとする施設・居住系サービス事業所等の整備は、「第８期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや 2023)」に基づき計画的に進めています。

○　今般、この計画に基づき、特定施設入居者生活介護への転換を希望される事業者を募集することといたしました。

○　転換を希望される事業者におかれましては、**この要項及び関係法令（老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法、都市計画法等）、関係条例等を十分にご理解の上、ご応募いただきますようお願いします。**

２　募集内容

（１）募集施設種別

介護付有料老人ホーム

※既存の「住宅型有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」からの転換に限る

今回、特定施設入居者生活介護を提供する施設として募集するのは、「介護付有料老人ホーム」とします。

○　**今回の募集では、以下２点両方に該当する「住宅型有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」から「介護付有料老人ホーム」への転換のみを受付します。（「介護付有料老人ホーム」の新規整備の募集ではありませんのでご注意ください。）**

・令和４年４月１日時点で事業開始後３年以上が経過していること（平成３１年４月１日までに事業を開始していること）

・令和４年４月１日時点で、老人福祉法第２９条第１項に基づく届出または高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項に基づく登録がされてから３年以上経過していること（平成３１年４月１日までに届出又は登録がされていること）

○　「住宅型有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」の一部分を「介護付有料老人ホーム」へ転換することは不可とします。

（２）募集数

混合型特定施設（定員１４０人分）

○　第８期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる令和３年度～令和５年度の転換による整備計画数 280 人分のうち 140 人分

※施設の定員は問いません。（ただし、定員が 140 人を超える場合は介護保険課まで事前にご相談ください。）

※介護専用型特定施設・地域密着型特定施設の応募は行いません。

（３）転換時期

令和４年度中に転換（指定）

（４）募集する圏域

市内の全区域

圏域（区）による募集の制約は設けず、市内全域で募集します。

（５）転換に係る補助金

補助はありません。

転換に係る補助金制度はございません。全て、事業者の自己資金等による転換となります。

３　応募要件

（１）法人であること

事業者指定は法人でなければ受けることができません。そのため、事業者指定を前提とする今回の応募に際しても法人であることが必要です。

（２）介護保険法に規定する欠格事由に該当しないこと

○　事業者指定にあたっては欠格事由があり、介護保険法の規定により、申請者又は法人の役員が指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合などは、事業者指定を行うことができません。

そのため、事業者指定を前提とする今回の応募に際しても当該規程に抵触する場合には応募できないことから当該規定に該当しない旨の誓約書の提出をお願いします。

○　事業者が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。

（３）介護保険法及び老人福祉法等の規定を遵守していること

介護保険法を始め関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。なお、特定施設入居者生活介護に関する設備基準の概要についてはP9「特定施設入居者生活介護の事業と指定基準の概要」を参考にしてください。

また、下記に該当する法人（その法人と代表取締役を同一人物とする法人も含む）は応募できません。

○　転換協議書提出時において、介護保険法及び老人福祉法その他法令に明確に違反していると認められる法人

○　その他、市長が不適切と認める法人

（４）以下に該当していないこと

転換協議書提出時より過去3 年以内に、以下に該当する法人（その法人と代表取締役を同一人物とする法人も含む）は応募できません。（ただし、特段の事情があるものとして市長が認めた法人は除く）

○　本市が実施した各種の事業者公募等（特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護等）において併設計画として採択されたにもかかわらず、当該併設事業所を開設後 10 年未満で廃止した法人

○　介護保険施設・居住系サービス（介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護）を廃止した法人

（５）名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合していること

転換前の「住宅型有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」について、「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合している必要があります。

また、「介護付有料老人ホーム」に転換した後も転換前に引き続き「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合する必要があるほか、特定施設入居者生活介護としての基準を満たす必要があります。

※「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」については、NAGOYA かいごネット「有料老人ホームのページ」（https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/）からご確認いただけます。

※「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を受けている場合は、「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」のうち、「３　設置者」「４　立地条件」「５　規模及び構造設備」「６　既存建築物等の活用の場合等の特例」「10　事業収支計画」の適用を条件としないかわりに、高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項に定める登録基準を満たしている必要があります。

※サービス付き高齢者向け住宅の登録基準につきましては、住宅都市局住宅企画課（名古屋市役所西庁舎５階 TEL972-2944）へご確認ください。

（６）利用料金について

応募に際しては、協議書類に転換日時点の利用料金（月額利用料、敷金など）について記載していただきます。（現状からの値上げも値下げも可能です。）

ただし、転換日以降、協議書類に記載された利用料金を値上げすることは原則として認められません。

（７）転換は同じ建物で行うこと

転換前の「住宅型有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」と同じ建物で、転換後「介護付有料老人ホーム」を開設していただきます。

（８）耐震基準については、以下のいずれかを満たすこと

○　昭和 56 年新耐震基準に基づき設計されたものであること

○　昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、着工した建物であって耐震調査を実施し、新耐震基準を満たすもの又は耐震補強済みのものであること。

（９）同一法人による計画の応募数

同一法人による計画の応募は１施設のみとします。（複数の計画の応募はできません。）

４　転換協議の受付について

本募集要項に則り、介護付有料老人ホームへの転換を希望される場合は、P15「転換協議申出書」を提出していただき、その後「転換協議書」を提出いただくことになります。

【転換協議申出書の提出期限】
提出期限：令和４年５月２０日（金）　１７時まで（必着）
（郵送、メールまたは持参のこと。郵送、メールの場合は、必ず期限内に到着確認を電話にて行うこと。持参の場合は、必ず事前に電話連絡のこと。）

転換協議申出書の提出が期限までにない場合、転換協議書の受付は行いませんのでご注意ください。

【転換協議書の提出期限】
提出期限：令和４年６月１７日（金）　１７時まで
（必ず事前に電話連絡のうえ、持参のこと。郵送不可）

転換協議書は、転換協議申出書の提出後、上記の期限までに提出いただきます。
※いずれの書類も提出先は、**名古屋市役所本庁舎２階　健康福祉局高齢福祉部介護保険課（℡972-2539）**です。

※いずれの書類についても、**提出期限が書類受付の最終日**ですので、それまでに書類の不足、不備がないか担当職員の書類確認を受けたうえで、**最終確定した書類を提出してください。転換協議書には資料作成等にかなりの時間を要するとともに、相談の中で修正等が生じることが考えられますので、ゆとりを持った書類作成を心がけてください。**

※いずれの書類についても、**提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。**

５　提出書類について

○　別にお示しする提出書類一覧のとおり提出していただきます。
　※「転換協議申出書」につきましては、ウェブサイト「NAGOYA かいごネット(https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp)」からダウンロードの上ご利用ください。
○　提出いただいた書類は、返却しません。
○　転換協議書は、必ず項番ごとにインデックスを付し、A4 判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ、１部を提出してください。
○　提出書類のうち、契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。

６　日程について

区　　分	事　　項
令和４年３月30日	○事業者募集開始
5月20日	**○「転換協議申出書」の提出期限（法人→市）** ※「転換協議書」の提出前に申出書の提出が必要です。
6月17日	**○「転換協議書」の提出期限（法人→市）** ※本市が求める書類について、**最終確定した書類を提出してください。**
6～8月	○協議内容審査・ヒアリング・現地確認 ○特別養護老人ホーム等整備事業者評価委員より意見聴取 **○事業者の選定**
9月中旬	**○選定結果の通知（市→法人）**
事業者指定の２か月前（月末）まで	**○指定申請書類提出（法人→市）**
令和４年度中	○事業者指定 ○転換

※日程については事情により変更になることがあります。

７　転換計画の策定にあたっての留意事項

有料老人ホームとして、名古屋市の定める「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿うことはもちろん、以下の点にも留意の上、転換計画の策定をお願いします。

（１）高齢者に配慮した施設整備

特定施設入居者生活介護の入居者は要支援・要介護状態にある高齢者の方となりますので、十分に高齢者に配慮した転換計画を策定してください。

（２）転換までのスケジュールの策定

転換までのスケジュールに関しましては、事業者指定のタイミングと指定のための申請書類の提出期限、そしてスタッフの確保期間等を十分に確認し策定してください。

（３）施設等の所有形態

施設は、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針にも示されるとおり、土地及び建物ともに法人の自己所有であっても、賃借の物件であっても構いません。

ただし、賃借の場合は、入居契約中の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、その契約関係について一定の要件を満たしていただく必要があります。

（４）建築基準法等関係法令の遵守

特定施設入居者生活介護の提供を行う施設の建物については、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等の遵守も必要です。

計画を策定する際の消防用設備等の取扱いに関しましては、事前に転換予定地を管轄する消防署、又は名古屋市消防局予防部予防課違反是正係（名古屋市役所本庁舎１階　℡972-3551）へご相談ください。

なお、スプリンクラー設備については、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針により、消防法上の設置義務の有無にかかわらず、確実に設置することとされておりますのでご注意ください。

（５）関係者への説明

本件につきましては、採択されると施設サービス種別の変更を伴うことから、後にトラブル等が起こらないよう、既に入居している方に対しての説明を必ず行ってください。転換協議書の提出時には、その結果や経過についてわかる書面の提出をお願いします。

あわせて、町内会や自治会を始め地域住民の方々、転換予定地の近隣の方々に対しても十分な説明をするよう努めてください。

なお、説明にあたっては、「公募により転換計画が採択されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分にご留意ください。

（６）非常災害対策等

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針及び特定施設入居者生活介護に係る運営基準において、火災や風水害などに備えて非常災害対策を講じておくこととされています。

平成 25 年度から事業者の指定基準が条例化され、本市においては国基準への上乗せ基準として、非常災害時を想定した飲料水（1 日 1 人 3 リットルを目安に 3 日分）・食料（施設・居住系サービスの場合は、入居者及びスタッフの 3 日分）の備蓄を設けていますので、引き続き備蓄の確保をお願いします。

また、家具等の転倒防止策も講じる必要があります。

なお、火災等の非常災害への対策に関しましては、事前に転換予定地を管轄する消防署へご相談ください。

８　審査・選定

（１）審査

提出いただいた書類を審査させていただくほか、ヒアリングや現地確認を行います。

（２）選定

選定にあたっては、p12「特定施設入居者生活介護選定基準」に基づく採点を行い、評価点数の高い転換計画から順に採択します。

（３）選定結果の通知

令和 4 年 9 月中旬

選定結果につきましては、「**令和 4 年 9 月中旬**」をめどに各事業者あて通知する予定です。

９　その他留意事項

○　提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また採択後において虚偽等が判明した場合にも採択を無効とさせていただきます。
○　転換協議書提出以降の法人の都合による協議内容の変更は認められません。
○　本市が必要と判断した場合は、書類の追加提出及び補正を求めることがあります。
○　協議に関して必要な費用は事業者の負担とします。
○　提出書類については理由の如何に関わらず、返却いたしません。
○　提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく開示の対象となることもありますのでご留意願います。
○　応募いただいた後、あるいは、選定による採択後にやむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、辞退届（様式は任意）を提出してください。
○　応募相談及び協議書類の提出は、運営法人の方の同席をお願いします。代行申請は不可とします。
○　賃貸借等に係る契約変更が必要な場合は、選定の結果「採択」の通知を受けた後に行ってください。
○　今回の事業者募集に関しましては、当課の指導に従い手続き等を行っていただきます。また、応募いただいた転換計画が採択された場合についても同様です。

介護保険法等の確認は

「名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、厚生労働省令「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を始め、関係通知等、国の示す基準等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページでご確認ください。

□NAGOYA かいごネット　https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp
□厚生労働省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp
□独立行政法人福祉医療機構ホームページ　https://www.wam.go.jp

お問い合せ・ご相談は

ご不明な点は、p8 質問送付票にて、ＦＡＸまたはメールでお問い合わせください。後日回答いたします。「転換協議申出書」「転換協議書」の提出は、以下までお願いします。

なお、ご提出時には、必ず事前にご連絡ください。

〒460-8508　名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係
（市役所本庁舎２階）
電　話　０５２（９７２）２５３９
ＦＡＸ　０５２（９７２）４１４７
メール　a2539@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp（エルジー）

名古屋市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課 施設指定係担当者　宛

ＦＡＸ：０５２－９７２－４１４７

ＴＥＬ：０５２－９７２－２５３９

質問送付票

（特定施設入居者生活介護）

送信日	年　　月　　日（　　）
送信元	法人名： 所在地： ＴＥＬ： ＦＡＸ： E-mail： 担当者：
件名	
質問	

令和４年４月１５日（金）まで質問を受け付けます。

別添資料１

特定施設入居者生活介護の事業と指定基準の概要

以下にお示しするものは、特定施設入居者生活介護に関する人員、設備に関する基準の概要です。
このほか、名古屋市の定める「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿った整備計画である必要があります。

【事業の概要】

特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護とは、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするもの。

【参考】介護保険法上の定義 **第 8 条第 11 項**	この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、第 21 項に規定する地域密着型特定施設（介護専用型特定施設であり、入居定員が 29 名以下であるもの）でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

○厚生労働省令で定める事項
→ 当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項。
○厚生労働省令で定める日常生活上の世話
→ 入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話。

【特定施設入居者生活介護の取扱方針】

Ⅰ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
Ⅱ 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
Ⅲ 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
Ⅳ 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
Ⅴ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
Ⅵ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
Ⅶ 自らその提供する特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【特定施設入居者生活介護の提供の開始等】

Ⅰ 特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
Ⅱ 特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
Ⅲ 特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
Ⅳ 特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

【指定基準の概要】

人員基準	管理者	職務		原則として、専ら当該施設の管理業務に従事する。
		兼務		当該施設の管理業務に支障がなく、次に該当する場合には、他の職務を兼ねることができる。 ・当該施設の他の職務に従事する場合 ・同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接している他の事業所、施設等の職務に従事する場合
		勤務形態		常勤であること。
	生活相談員	人数		常勤換算方法で利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上
		資格		社会福祉主事・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士などの資格を有していることが望ましい。
		勤務形態		1 人以上は、常勤であること。
	看護師 若しくは 准看護師 又は 介護職員	配置基準		看護職員（看護師、准看護師）及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数及び介護予防サービス利用者の数に10分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上
		看護職員	人数	(1)利用者の数が 30 を超えない施設にあっては、常勤換算方法で 1 以上 (2)利用者の数が 30 を超える施設にあっては、常勤換算方法で 1 に利用者の数が 30 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
			勤務形態	1 以上は常勤であること。
		介護職員	人数	常に 1 以上のサービス提供に当たる職員が確保されること。
			資格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、認知症の介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則。他の従業者にあっても、研修の機会を確保し、質の向上を図ることが必要。無資格者に対しては、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。
			勤務形態	1 以上は常勤であること。
	機能訓練 指導員	人数		1 以上
		資格		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）
		兼務		業務に支障がない場合には、当該特定施設の他の職務に従事することができる。
	計画作成 担当者	人数		1 以上（利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）
		資格		介護支援専門員であること。
		職務		原則として、専ら特定施設サービス計画の作成に従事する。
		兼務		業務に支障がない場合には、当該特定施設の他の職務に従事することができる。

設備基準	建物の構造	耐火・準耐火構造	耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 2)又は準耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 3)でなければならない。(一定の要件を満たす場合は例外あり)
		その他	・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有すること。 具体的には、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいう。 ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ・上記のほか、特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
	介護居室	定員	1 の居室の定員は 1 人(個室)とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。(夫婦部屋などを想定)
		広さ	プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さを有すること。
		その他	・地階に設けてはならないこと ・1 以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
	一時介護室	広さ	介護を行うために適当な広さを有すること。
		設置の例外	他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合には設けないことができる。
	浴室	広さ	身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
	便所	配置	居室のある階ごとに設置すること。
		その他	非常用設備を備えていること。
	食堂	広さ	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
	機能訓練室	広さ	機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
		設置の例外	他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては設けないことができる。

別添資料２

令和４年度転換募集分　特定施設入居者生活介護　選定基準

評価項目		具体的な視点	配分	配点
１　法人の状況（配分２０点）				
(1)	介護付有料老人ホーム等の運営実績	・市内で運営する介護付有料老人ホームの稼働率が 90%以上の法人 ・介護付有料老人ホームを運営する上記以外の法人及び介護保険施設、認知症高齢者グループホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームの運営実績を有する法人 ・その他の介護保険事業実績を有する法人 ・その他の法人	10 点 5 点 3 点 0 点	10 点
(2)	法人の財務状況	・法人の財務状況に問題がないこと	10~0点	10 点
２　利用料金について（配分１５点）				
(1)	利用料金	・利用しやすい料金となっているか	15~0点	15 点
３　転換予定地について（配分１０点）				
(1)	転換予定地の環境	転換予定地の環境、交通等が適切であるか	5~0点	5 点
(2)	特定施設入居者生活介護の整備がすすんでいない区域における転換	整備率が低い区で転換を予定しているか	5~0点	5 点
４　転換前施設の入居者の要介護度について（配分１０点）				
(1)	転換前施設入居者の要介護度	・要介護度の高い入居者の施設定員に占める割合	10~0点	10 点
５　整備計画内容について（配分４５点）				
(1)	資金計画	・資金計画が妥当であるか	0点･5点	5 点
(2)	入居者の安全に配慮された構造・設備	・入居者の安全に配慮された構造・設備があるか（災害対策、感染症対策、防犯対策）	10~0点	10 点
(3)	認知症のケア、重度化、看取りに対する取組みの有無	・認知症のケアのための具体的な取組み ・重度化に対する具体的な取組み ・看取りに対する具体的な取組み ・看護職員の 24 時間体制での配置	10~0点	10 点
(4)	人材確保・定着支援に対する取組みの有無	・職員の確保 ・質の高い人材の育成 ・働きやすい環境づくり	10~0点	10 点
(5)	事業実施にあたって地域に開かれた運営を行うための具体的な取組みの有無	・認知症カフェ ・高齢者サロン ・高齢者相談窓口 ・地域向け介護教室　　等	5~0点	5 点
(6)	ICT・介護ロボットの活用の有無	ICT・介護ロボットの活用による介護サービスの向上、介護職員の身体的・精神的負担軽減、業務改善等	5~0点	5 点
合計				100 点

※転換協議書類提出期限より過去 3 年以内に、本市が実施した各種の事業公募等(特養・老健・認知症高齢者グループホーム等)において、採択されたにもかかわらず辞退した法人、もしくは特養併設計画として採択されたにもかかわらず当該併設事業所を開設しなかった法人は合計点より 5 点減点します。

※名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針「６　既存建物等の活用の場合等の特例」により当該指針に適合している転換前施設は合計点より 10 点減点します。

※以下の計画は採択されません。

「５　整備計画内容について」(1)「資金計画」が０点の場合

「５　整備計画内容について」(2)～(6)の合計点が２０点未満の場合

※評価点が同点の場合は、月額利用料の低廉な事業者を優先します。

１　法人の状況

【介護付有料老人ホーム等の運営実績における稼働率について】

名古屋市内に在住する介護付有料老人ホームの稼働率については、以下のいずれかの期間又は時点を選択のうえ算出してください。なお、複数の施設を運営している法人等については、それぞれの施設ごとに選択できます。

①令和３年６月から令和４年５月までの平均

「利用延日数」÷（「定員」×365）×100【小数点以下切捨て】

②令和４年６月１日時点

「入居者数」÷「定員」×100【小数点以下切捨て】

※複数施設の合計稼働率は、各施設で算出した

「稼働率の合計」÷「施設数」【小数点以下切捨て】とします。

２　利用料金について（15 点満点）

この項目は、以下①②③それぞれを下表に当てはめ、点数を算出します。

①　当該施設内の一人部屋における月額利用料の平均（税抜）

区分	～150,000 円	150,001 円～ 200,000 円	200,001 円～
点数	5 点	2.5 点	0 点

※月額利用料とは、家賃、食費、光熱水費、管理費、共益費など、入居者から一律で徴収する対価を指します。

※月額利用料の平均（1 円未満切捨て）は、部屋ごとの月額利用料の合計を部屋数で割って算出してください。なお、生活保護受給者のみに適用する料金体系は算出に含めません。

（例）月額利用料Ａタイプ（100,000 円×10 室）、Ｂタイプ（150,000 円×5 室）の場合

（100,000 円×10 室）＋（150,000 円×5 室）÷（10 室＋5 室）＝116,666.6…（116,666 円）

②　前払金（終身にわたって支払う家賃等の全部もしくは一部を入居時に一括払いするもの）

区分	無	1 円～ 5,000,000 円	5,000,001 円～
点数	5 点	2.5 点	0 点

③　入居一時金（事務手数料等。ただし、前払金及び敷金は除く）の有無

無：5 点　　有：0 点

３　入居者の要介護度（10 点満点）

この項目は、令和４年４月１日時点における、転換前の住宅型有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅の入居者の要介護度に基づき、以下の計算方法により点数を算出します。

※点数は少数点第１位単位（計算結果の小数点第２位を四捨五入します）

$$点数＝10×\frac{要介護5の人数＋要介護4の人数×0.8＋要介護3の人数×0.6＋要介護2の人数×0.4＋要介護1の人数×0.2}{施設定員数}$$

特定施設入居者生活介護整備状況

区	特定施設入居者 生活介護定員数 （令和4年度末見込み）	高齢者人口 （令和4年3月1日現在）	整備率	4区合計定員数	4区合計高齢者人口	4区整備率	未整備順位に伴う配点
中村	246	35,539	0.692%	1,003	133,269	0.753%	5
東	133	18,310	0.726%				
西	277	35,872	0.772%				
守山	347	43,548	0.797%				
昭和	218	25,546	0.853%	1,367	151,815	0.900%	3
瑞穂	248	28,558	0.868%				
千種	365	40,271	0.906%				
緑	536	57,440	0.933%				
天白	350	36,854	0.950%	1,788	167,708	1.066%	1
中川	559	54,313	1.029%				
名東	387	36,382	1.064%				
南	492	40,159	1.225%				
北	573	46,719	1.226%	1,826	120,857	1.511%	0
熱田	217	17,343	1.251%				
港	504	39,650	1.271%				
中	532	17,145	3.103%				
計	5,984	573,649	1.043%	5,984	573,649	1.043%	

※　令和４年度開設整備予定事業所分を含む。

「令和４年度転換募集分　特定施設入居者生活介護」転換協議申出書

年　　月　　日

（あて先）
名古屋市健康福祉局長　あて

法人所在地
法　人　名
代表者氏名

令和４年度転換募集分特定施設入居者生活介護実施事業者の募集について、募集要項の趣旨を了承の上、下記により転換協議を申し出ます。

記

転換前施設について

施設名称	
施設所在地	名古屋市　　区
定員	定　員　　名
施設（住宅）種別 ＊いずれかに○をつけてください	住宅型有料老人ホーム　　サービス付き高齢者向け住宅

転換後施設について

施設名称 ＊変更予定の場合は記入	
転換予定日	年　　月　　日
特定施設入居者生活介護 以外の併設予定事業所	
計画定員	定　員　　名

法人担当者名	担当者名：	
連　絡　先	電話：	ＦＡＸ：
	e-mail：	

〈　添付書類　〉
○位置図（住宅地図等で開設予定地の位置を示したもの。）
○次の①～③のいずれか
①有料老人ホーム設置届受理通知書の写し　②有料老人ホーム設置届受理済通知書の写し
③サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書の写し
＊今後、この他にも必要な書類の提出を求める場合があります。